

熊本県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成15年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
特別養護老人ホーム 桜の里 球磨郡水上村大字岩野字石原 2658 番 1	社会福祉法人 御葉園	平成15年4月1日

熊本県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 桜の里 球磨郡水上村大字岩野字石原 2658 番 1	社会福祉法人 御葉園	平成15年4月1日

熊本県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション桜の里 球磨郡水上村大字岩野字石原 2658 番 1	社会福祉法人 御葉園	平成15年4月1日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター桜の里 球磨郡水上村大字岩野字石原 2658 番 1	社会福祉法人 御葉園	平成15年4月1日

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ桜の里 球磨郡水上村大字岩野字石原 2658 番 1	社会福祉法人 御葉園	平成15年4月1日

熊本県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター わらべ 下益城郡富合町大字木原 1460 番地 2	有限会社 ケアサポート雁回	平成15年4月28日

熊本県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子